

不法投棄の基本的考え方！

<不法投棄されたゴミの処理について>

- ・不法投棄は公共の場、空き地、私有地（民有地）など様々な場所で起きます。
- ・捨てられるゴミは、空き缶・ペットボトル・タバコ等の小さなものから粗大ゴミ、産業廃棄物までさまざまです。
- ・それでは、不法投棄されたごみは誰が片付け、処理するのでしょうか？

<皆さんに知ってほしい!!>

国、県、市町村が管理する道路等の場所であれば、それぞれの管理機関が対応しますが、私（民）有地に捨てられた場合は、土地の所有者（管理者）が、処理することになります。その費用は所有者（管理者）の負担です。そして、ごみの量が多い場合や特殊なごみの場合、不法投棄をされた※被害者（所有者／管理者）の負担も大きくなります。



市内で不法投棄されたゴミの現状

